

65歳以上の人の

介護保険料が

変わりました

問い合わせ 介護・高齢福祉課
(☎85-6182)

介護保険制度では、介護保険料の見直しを3年ごとに行います。令和3年度の介護保険料の通知書は、7月上旬に郵送します。

基準額の設定（概要）

令和3年度から3年間の介護保険サービス費用などの見込額に基づき、3年を通じて財政の均衡を保つよう、保険料の基準額を設定します。

平成30年度～令和2年度
基準額（年額）
6万9324円
（月額5777円）



令和3年度～5年度
基準額（年額）
6万9528円
（月額5794円）

■ 所得段階別保険料

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。第1段階～第3段階については、公費による負担軽減を図っています。

所得段階	課税状況及び所得状況			年間保険料(※1)
第1段階	生活保護被保護者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員の市民税が非課税の人			2万858円(基準額×0.3)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(※3)との合計金額が	80万円以下の人	3万1287円(基準額×0.45)
第3段階			80万1円以上120万円以下の人	
第4段階	本人の市民税が非課税で、世帯の中に市民税の課税者がいて	合計所得金額(※4)が	120万1円以上の人	4万8669円(基準額×0.7)
第5段階			80万円以下の人	5万9098円(基準額×0.85)
第6段階	本人が市民税の課税者で	合計所得金額(※4)が	80万1円以上の人	6万9528円(基準額)
第7段階			120万円未満の人	7万9957円(基準額×1.15)
第8段階			120万円以上210万円未満の人	8万6910円(基準額×1.25)
第9段階			210万円以上320万円未満の人	10万4292円(基準額×1.5)
第10段階			320万円以上400万円未満の人	11万1244円(基準額×1.6)
第11段階			400万円以上600万円未満の人	11万8197円(基準額×1.7)
第12段階			600万円以上800万円未満の人	12万5150円(基準額×1.8)
第13段階			800万円以上1000万円未満の人	12万8626円(基準額×1.85)
第14段階	1000万円以上1500万円未満の人	13万2103円(基準額×1.9)		
			1500万円以上の人	13万9056円(基準額×2)

(※1) 実際に納める年間保険料は100円未満を切り捨てた金額になります。

(※2) 第1段階～第3段階の基準額に対する割合は、公費による軽減により第1段階は0.5から0.3、第2段階は0.7から0.45、第3段階は0.75から0.7になっています。

(※3) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金所得を除いた金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を差し引いた金額で算定します。

(※4) 「合計所得金額」とは、実際の収入ではなく、年金所得、給与所得、事業所得などの合計で、社会保険料、扶養などの控除額を引く前の金額です。なお、前年から繰り越された「損失の繰越控除」がある場合でも、それを適用しないで計算した金額になります。土地建物などの譲渡所得に係る特別控除額は差し引かれます。令和3年度から5年度までにおける特例措置として、給与所得または年金所得が含まれている場合には、当該給与所得および年金所得の合計額から10万円を差し引いた金額で算定します。

■ 保険料の納め方

- ・**年金額18万円以上(年額)の人…年金から天引き(特別徴収)** ※65歳になったばかりの人や市内に転入したばかりの人は、しばらくの間、納付書か口座振替(普通徴収)での納付になります。
- ・**年金額18万円未満(年額)の人…納付書か口座振替(普通徴収)**

高齢化とともに要支援・要介護認定者が増加しているため、今後も介護保険サービス費用の増加が見込まれます。介護保険は、被保険者が納める保険料と公費を財源としており、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みです。皆さんの理解と協力をお願いします。